

令和6年度 訪問型・通所型サービスの基本報酬等の改定について（概要）

みやこ町では、従来通り、基本的には1月あたりの報酬で算定し、週当たりの標準的な回数に満たない場合に、1回当たりの回数計算で算定する。

【訪問型サービスの基本報酬】

基本報酬	改正前
1月当たり	事業対象者・要支援1・2（月4回以上） 1,176 単位
	事業対象者・要支援1・2（月8回以上） 2,349 単位
	事業対象者・要支援2（月12回以上） 3,727 単位

令和6年度告示改正	
週1回程度（月4回以上）	1,176 単位
週に2回程度（月8回以上）	2,349 単位
週に2回を超える程度（月12回以上）	3,727 単位

1回当たり	月1回～3回	268 単位
	月1回～7回	272 単位
	月1回～11回	287 単位
	短時間の身体介護	167 単位

*回数区分を統合し各区分の単価を引き上げ	
週当たりの標準的な回数に満たない場合	287 単位
*20分～45分の生活援助	179 単位
*45分以上の生活援助	220 単位
*短時間の身体介護	163 単位

*みやこ町は国の標準の上記3つの区分は使用しない

【通所型サービスの基本報酬】

基本報酬	改正前
1月当たり	事業対象者・要支援1（月4回以上） 1,672 単位
	事業対象者・要支援2（月8回以上） 3,428 単位

令和6年度告示改正	
事業対象者・要支援1（週1回程度）	1,798 単位
事業対象者・要支援2（週2回以上）	3,621 単位

(+126 単位)
(+193 単位)

1回当たり	事業対象者・要支援1（月1～3回）	284 単位
	事業対象者・要支援2（月1～7回）	395 単位

事業対象者・要支援1（月1～3回）	436 単位
事業対象者・要支援2（月1～7回）	447 単位

(+152 単位)
(+52 単位)

※従来通り、要支援2の週1回程度利用は回数計算となる

*運動機能向上加算を包括化